

議会改革に関する特別委員会会議記録（概要）

令和4年1月20日（木）

開 会（午後1時30分）

【議 事】

○議会基本条例の一部改正（案）について

島田委員長

1月17日に政策研究審議会が開催され、議長に答申書の提出がありました。答申書の写しと答申内容を受けての正副委員長修正案を事前に配信してあります。この正副委員長案を含め、議会基本条例の一部改正（案）の修正等にご意見はございますか。

川辺委員

正副委員長でご尽力いただき、逐条解説等ありがとうございました。全て確認をさせていただき、第11条の議会モニター制度の逐条解説の部分について、前半と後半で大きく二つに分かれていると思うが、後半の「なお、所沢市議会では、早稲田大学人間科学学術院との間で締結したインターンシッププログラムに関する覚書に基づき、平成29年度から学生インターンの受入れを行っている。」の部分だが、公明党案を皆さんで協議していただきたい。前半は同じだが、後半の「なお、これまでも一定期間議会活動を参与観察したうえで意見を聴く、学生インターンシップを行っている。」という形を提案する。提案理由だが、わが会派において議会基本条例の全体との関係性も確認し、議論した。そして、以前この委員会でも

インターンシップ制度が議会モニターに含まれるとの発言があり、会派としてはインターンシップ制度というのが議会モニターとは違うのではないかという見解を持っている。議会基本条例でいうと議会モニター制度においては、第6条「市民参加及び市民との連携」の第3項「議会は、多様な意見交換の場を設け、広聴活動を充実させるよう努めるものとする。」とあり、今までも議会報告会の意見交換であったり、みみ丸カフェ等を行ってきた。それに対して現在行われている早稲田大学とのインターンシップというのは、基本条例でいうと第19条第3項「議会及び議会事務局は、大学等研究機関又は専門的識見等を有する者の積極的な活用を図ることができる。」に基づいて早稲田大学とのパートナーシップ協定を締結し、その後インターンシップ生の受け入れを行っている。制度や根拠が違うものを同じ条項の逐条解説に書き込むということに対して、当初抵抗があったが、昨年11月8日の政策研究審議会の諮問における会議録の中の廣瀬委員の発言で「モニターにしてもインターンシップにしても、一旦受入れた特定の方々に一定期間継続して議会活動を観察したり、参加していただくことによって、より深い理解のうえで意見を聞くということがこれまでとは違う形の広聴のあり方になります。逐条解説にはそういうインターン生やモニター制度というのが、いま述べたような意味を持つことだけは触れておいたほうがよいかと思います。」とあった。この発言を参考に、また早稲田大学とのインターンシップの覚書の内容や政策研究審議会の答申の内容を確認したうえで、今私が申し上げたとおりの公明党案を提案

するので、ご協議いただければと思う。

島田委員長

川辺委員から修正案の説明がありました。ご意見やご質問はありますか。

松本委員

川辺委員からの説明で理解した。おっしゃる通りここでいう第11条はモニターというくらいなので我々が市民からのご意見を聴くというモニターだ。そうした意味からすると、現状で早稲田大学の締結の話は理解したが、第11条でいっている早稲田大学の話は、どちらかという早稲田大学の学生が議会に学びに来るとというのがインターンシップという考えだとすると、公明党案のほうがすっきりすると思う。

矢作委員

公明党案を聞いて、なるほどと思った。インターンシップを行っているというところで、早稲田大学の名前が出ているが、限定しなくてもよいという想いがあるのですっきりした印象はある。

荻野委員

川辺委員がおっしゃることはわかったが、この文章だけだと主語が明確ではないと思う。議会としてということをもっと明確にしたほうがよい。議会としてではなく、特定の議員が個人的に受け入れるということもある。その部分をはっきりとさせる表現をしたほうがよい。

島田委員長

具体的には「所沢市議会では」ということを追記するということですか。

荻野委員

そうですね。

川辺委員

それはよいと思う。

石原委員

川辺委員からお話を伺い、学生インターンシップを行っているということ
を修飾する言葉としてのご提案だと思うが、「参与観察したうえで意見を
聴く」というのが日本語のイメージとして、これを読んだ市民がすぐに
意味を理解できるものなのか。条文の解説なので、解説に対してまた解説
ということになると、もう少しイメージが湧く書き方がよいと思う。参与
というと、官房参与とかそういった文言が出てくる。早稲田大学との提携
のときは、知識と人材の相互交流という意味合いが第一面には出ていたの
で、議会活動に参与観察したうえでというのは、具体的には学生が来て、
どこが参与でどこが観察でどこが意見を聴く部分なのかということをご
こからイメージするのは、今私が聞いた限りだとまだ解説が必要だという
印象だ。もう少しイメージできるような形のほうがわかりやすいと思う。

川辺委員

参与観察という四字熟語があり、なぜ入れたかということ、先ほど読み上
げた廣瀬委員の「参与していただくことによって」ということや「観察し
たり」という言葉を引用した。四字熟語を見ると、参与というのは参加、

観察という言い方をするようで、それが適切かどうかはここでは私も言い切れない。

松本委員

参加も参与も議会活動に関係するということだが、どちらかというと傍聴している。議員ではないから議会活動そのものには関与していない。参加や参与という、議会活動そのものに組み込まれてきて、一定期間議員と共にしたと理解されると困る。

石原委員

松本委員の考えと似ていて、例えば政策形成サイクルのなかにインターンシップというのがあって、ここからここまでが学生の役割でとなっているわけではない。この表現がもう少しわかりやすいほうがよい。

島田委員長

単純に観察や傍聴ですか。

石本委員

私も二回受け入れた経験からいうと、今までのインターンシップは受け入れる議員によって温度差が激しい。例えば私が3年前に受け入れた事例では、インターン生が発表会で、所沢市議会として提携して受け入れているのに、ある特定の会派しか受け入れていないのはおかしいと言った。あれから全会派が受け入れるようになった。このパターンだと、議会活動に影響を与えたが、ここの定義は今後のインターンのあり方にも関わるので、確かに参与観察という文字をどうするかというよりも、観察だけだと

感想を言って終わりということだ。皆さんのご意見は両方とももつともで、今後のモニターのあり方にも関わる部分だが、石原委員が言うように日本語として聞きなれないというのものもある。

石原委員

くだけで言えば体験や研修とか。

島田委員長

所沢市議会インターンシップの募集要項だと「複数の議員をスーパーバイザーとして、本会議の見学や議員活動について体験します。」という触れ込みで募集をしています。

荻野委員

石本委員が今後のインターン生のあり方に影響があるとおっしゃったが、結局この議会モニターの条文についてはインターンの直接の根拠になるものではないと私は理解している。あまり深くは書かず、もし書くのであれば、客観的な事実のみとした表現にしたほうがよいと思う。場合によってはカットしてもよいと思うが、せっかく答申の中で触れたらどうかという話もあったので、委員長と相談し提案した。

川辺委員

休憩にしてもよいか。

島田委員長

それでは暫時休憩します。

休 憩 (午後 1 時 4 7 分)

再 開 (午後 2 時 2 2 分)

島田委員長

様々な協議がありましたが、最初に示させていただいた正副委員長案のとおりでよろしいですか。

(委員了承)

荻野委員

人間科学術院の間には学がもう一つ入り、人間科学学術院になる。

島田委員長

そちらは修正します。

荻野委員

第 2 8 条の解説で「新たに」が二重であるので、最初の「新たに」をカットしたほうがよい。

島田委員長

それでは、ただいまの修正意見を反映した議会基本条例の一部改正(案)を整えますので暫時休憩し、再開後に確認していただくこととします。

休 憩 (午後 2 時 2 5 分)

再 開 (午後 2 時 3 2 分)

島田委員長

先ほどの修正意見を反映させた議会基本条例の一部改正(案)が整いま

したので、デスクネットの回覧・レポートにパブリックコメントの実施に係る案内文等のデータを配信してありますので、ご確認ください。11月24日の委員会におきましてパブリックコメントの実施が確認されていきますので、ただ今、ご確認いただきました改正案に基づきましてパブリックコメントを進めてまいります。

ここでお諮りします。パブリックコメントの募集期間についてですが、1月26日から募集を開始し、3週間実施し、2月15日までとしたいと思います。よろしいですか。

(委員了承)

次に、パブリックコメントをする際の募集手続資料についてです。条例改正に係るパブリックコメント募集時に公表した案内や資料は4点で、①一部改正案(概要)②逐条解説③意見募集案内文④意見応募用紙です。今回も所沢市議会議員政治倫理条例の一部改正と同様の案内文や資料を公表することといたしますので、ご了承願います。

今後のスケジュールですが、パブリックコメントを1月26日から2月15日までの3週間実施します。その後、パブリックコメントに関する回答の作成及び議会基本条例の一部改正(案)の最終確認のため、委員会を開催します。委員会で一部改正(案)の最終案が整いましたら委員会提出議案として提出する旨を速やかに議長へ申し出を行い、議会運営委員会に報告後、3月定例会の最終日に委員会提出議案として提案することを考えていますが、ご意見はありますか。

荻野委員

3月定例会最終日に上程して可決を目指すということだが、可決した暁にはこの特別委員会は廃止ということによいのか。

島田委員長

そのように考えていますが、よろしいですか。

(委員了承)

荻野委員

今回の一部改正には関係ないが、政策研究審議会の諮問のときに私から廣瀬委員に確認したことがある。内容としては、条文の前文に政務調査費とか政治倫理規程という言葉が出ている。この文言はその後、政務活動費や政治倫理条例に変わったので、それをどう処理したらよろしいのか聞いたところ、前文自体は制定時の想いが込められているのでそのままにして、趣旨及び解釈で触れたらどうかという話があったと記憶しているので、正式な趣旨及び解釈を条例改正を整える際に付け加えてほしいと考えている。例えば政務調査費というものがあつたが、何年の条例改正に伴い政務活動費に変わったとか、政治倫理規程も何年に条例化されていますとかしたほうが、この前文だけ見た方に親切かと思う。

島田委員長

それは別紙という形ですか。

荻野委員

趣旨及び解釈の表の中に入れ込むということだ。

島田委員長

その点はよろしいですか。

(委員了承)

荻野委員

基本条例の一部改正で条ずれが出てくるが、その辺も実際に本会議に上げる条例案には入れなければいけないので、事務局で確認をお願いする。

古瀬議会事務局主幹

関わってくるものとしては、所沢市議会政策研究審議会条例、所沢市議会議会報告会実施要綱、所沢市議会政策討論会実施要綱、所沢市議会議会評価実施要綱です。

島田委員長

条ずれが関連する部分の修正をお願いします。

荻野委員

委員会でも議論になったが、会議規則のなかで質疑が3回までとなっているというのがあったが、その辺りも議会運営委員会でまた直してもらわなければならない。

○その他

島田委員長

2月5日に全員協議会室で予定している市民説明会の開催に当たり、政策討論会の実施方法に準じる形で現在準備を進めています。埼玉県に、1月21日から2月13日の期間「まん延防止等重点措置」が適用されるこ

とに伴い、本日の午前中に広聴広報委員会で政策討論会の実施方法について協議が行われました。結果として「まん延防止等重点措置」が適用されている期間は、傍聴者の定員30人を半数の15人程度とし、感染防止対策を講じながら対面式で開催すること、また、「まん延防止等重点措置」から「緊急事態宣言」に移行した場合は、傍聴者を入れず、YouTubeでの録画配信のみとすることが、広聴広報委員会で確認されました。

そこで、市民説明会は、政策討論会に準じまして、「まん延防止等重点措置」が適用されている期間は、傍聴者の定員30人を半数の15人程度とし、感染防止対策を講じながら対面式で開催していきたいと考えておりますのでご了承ください。緊急事態宣言となった場合は、正副委員長としては市民説明会も録画配信をしたいと考えています。パブリックコメントの募集期間を考えると公開期間が短いというのがありますが、動画を見た方はパブリックコメントにご意見を寄せていただければ、こちらから返答ができると考えていますので、録画で対応したいと思いますが、何かご意見はありますか。

松本委員

録画となると、一方的にこちらがこういう改正をするというコメントを流すだけなのか。

島田委員長

そうなります。改正する内容を報告するだけになります。ご意見やご質問がある方はパブリックコメントへと呼びかける形にすればと考えてい

ます。

石原委員

対面式で開催するときは録画をしないのか。

島田委員長

対面式のときはしないです。

石原委員

会派から市民説明会の折に、政治倫理条例の改正の議論の経緯を、折角市民の前で報告ができるので説明したいと主張するが、今回は時間の都合上難しいか。

荻野委員

対面である場合に、もしそういう質問が出ればだ。

島田委員長

議会基本条例の市民説明会なので、もしそういうご意見が出れば取り上げるという感じだと思います。

緊急事態宣言が出た際は録画中継を行うということによろしいですか。

(委員了承)

荻野委員

その場合の周知はどうするのか。

島田委員長

政策討論会に準じる形になります。

荻野委員

2月号の広報ところざわはでは対面式という形が出るのか。

島田委員長

そうですね。

石原委員

録画ではなく、リアルタイム中継をしないというのは何か聞いているか。

島田委員長

特段聞いていないです。形式については政策討論会に準じているので。次回の日程ですが、3月の四常任委員会審査終了後に委員会を開かせていただいて、パブリックコメントの回答や改正の最終案について考えたいと思います。

散 会（午後2時49分）